

別紙

諮問第598号

答 申

1 審査会の結論

「指導経過記録票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「H〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの指導経過記録票のうち、私と児童相談所とのやりとりの記録。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年4月21日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 開示されているのは、審査請求人と児童相談所との面談記録がほとんどであり、既知のことばかりである。審査請求人は、以下のイに示すとおり、必要な情報を知るべき理由がある旨を伝えており、処分者は事情を踏まえ情報を開示するべきである。

また、開示しないのであれば、なぜ審査請求人の伝えてある理由にかかわらず開示しないという決定をしたのか、より具体的詳細に根拠を示すべきである。

イ 審査請求人は、平成〇年〇月ごろ、児童相談所に一時保護されていた自身の子（以下「本児」という。）について、小学校から発育が悪いことを心配する書面を受け取っていることを、児童相談所に伝え、対応するように求めている。

また、本児は、薬を一日2回、毎日服用している。これは、児童相談所に保護されていた期間に発生した平成〇年〇月〇日付けの二段ベッドからの転落事故に起因する〇〇による影響も否定できないと考えられる。

上記の経緯もあり、適切な治療を行う見地から、一時保護中の本児に対する〇〇検査がいつこの病院でなされているのか等について、開示を求めているにもかかわらず、一切開示がなされていない。

児童相談所に保護されていた期間の本児に係る診療場所の情報は、児童相談所での一時保護が終了した現在、審査請求人が法定代理人として子の監護をすべき義務を果たす上で必要不可欠な情報であり、同情報は開示されるべきである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

非開示部分には開示請求者とのやり取りの中での、実施機関の担当職員の見解を記載している。これらの記録は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断である。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

また、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。非開示部分に記載された内容を明らかにすると、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかとなり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、指導経過記録票を記載するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、非開示部分を開示することは、児童相談所における本児に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

### 4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 9月 8日	諮問
平成30年10月 5日	実施機関から理由説明書收受
平成30年10月29日	新規概要説明（第191回第一部会）
平成30年11月21日	審議（第192回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 児童相談業務等について

(ア) 児童相談所について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、同法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

また、東京都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

(イ) 指導経過記録票について

児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）12条2項は、「法第27条第1項第2号の規定により指導を行う者は、指導して

いる児童またはその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。」と規定している。指導経過記録票は、当該規定に基づき、児童又はその保護者に関して作成する記録であり、当該事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該指導経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童相談所が対象児童に関する相談を受けたときからの記録を記載するものである。

#### イ 本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、指導経過記録票（受付番号〇〇）のうち、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの審査請求人と児童相談所とのやり取りの記録を特定し、そのうち延べ10日分の記録において、「詳細」欄又は「要旨」欄のそれぞれ一部（以下「本件非開示情報」という。）を、条例16条6号に該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

#### ウ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

#### エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、審査請求人についての実施機関職員の見解や判断に係る情報であることが確認された。

指導経過記録票は、細則12条2項に基づき作成されている書類であり、児童及び保護者に対し一貫性のある援助等を実施するため、指導の経過や内容等について、率直かつ正確に記載することが求められるものである。

このことを踏まえると、本件非開示情報を開示することにより、今後、職員が保護者等の意向等を考慮して、正確な内容の記載を躊躇することが予測され、その結果、記載内容が形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となり、

児童相談所の相談援助業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも